

令和6年度「ワンデイ・コンサルティング事業」における専門家登録公募要項

(一財) さっぽろ産業振興財団(以下「財団」)では、市内の創業者や中小企業者が抱える経営課題に対して、専門家を派遣し、適切な助言を行うことにより、経営課題の解決と経営の安定・向上を図るために「ワンデイ・コンサルティング事業」を実施しています。

本事業実施のため、下記のとおり、新たな専門家の募集を行います。

1 登録の要件

専門家は、心身共に健康であり、中小企業者等への支援に意欲を持って取り組んでいた方の方のうち、以下のいずれかに該当する方が登録できます。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、その他公的資格を有する方(資格を証明する書類(写しで可)の提出要)
- (2) 会社等の管理者または技術者等として10年以上の実務経験を有する方
- (3) 経営診断、販路開拓、商品開発等の業務において、3年以上の経験を有する方、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる方
- (4) 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する方

2 登録申請と審査について

- (1) 登録申込み 【受付期間：令和6年4月1日(月)～令和6年4月26日(金)】

「専門家登録申請書(様式1)」「登録同意書(様式2)」と併せて、1(1)～(4)の専門家の要件に当てはまるものについて、その実績が確認できる書類の提出をお願いします。なお、(1)の公的資格を有する場合は、その資格を証明する書類の提出が必ず必要となりますので、ご注意ください。

※郵送による書類の受付は行っておりません。メール等によりご提出をお願いいたします。

提出先メールアドレス：support@sec.or.jp

- (2) 審査

登録申込みの受付後、財団にて申請書類の審査を実施します。書類の審査を通過した方を対象に、面接審査を実施します。面接の日程調整については、事務局より順次ご連絡いたします。

面接審査にご参加いただけない場合、本事業にはご登録いただけませんのでご注意ください。

審査終了後、審査結果について財団から通知をさせていただきます。

3 登録について

- (1) 面接審査を通過された方を専門家として登録します。登録いただいた内容は、派遣企業に提供するとともに、財団のホームページでも公開する予定です。

なお、提供する個人情報の範囲は以下のとおりです。

- ① 専門・得意分野
- ② 専門家として造詣が深く活躍したい分野
- ③ 専門家として造詣が深く活動したい業種
- ④ 氏名（希望された方のみ）
- ⑤ 得意な業界
- ⑥ 保有資格

ただし、財団が公開に適さないと判断した情報については、公開しない場合がございます。（例：普通運転免許の資格保有情報など）

- (2) 登録期間は登録日の属する年度の翌年度3月31日（2年度間）までとし、以後2年毎に登録の更新手続きが必要となります。

4 専門家の派遣について

- (1) 企業からの申請を踏まえ、財団が専門家に対して派遣の実施を依頼します。なお、派遣企業との間に、雇用関係や顧問契約、継続的な商取引など特別な利害関係がある専門家は派遣できません。
- (2) 派遣は原則として、1回につき3時間以上となります。
- (3) 謝金として派遣1回につき30,000円（消費税別・交通費含む）を、当財団からお支払いいたします。ただし、1回の派遣が3時間に満たない場合、不足する時間30分あたり（30分未満切り上げ）5,000円を減額しお支払いいたします。
- (4) 企業へ派遣の際は、財団の職員が同行することがあります。また、企業から状況報告を求めることがあります。

5 報告書の提出について

- (1) 派遣終了後は、原則1週間以内に業務報告書の提出をお願いします。
 - ア 1社に複数回派遣された場合・・・派遣1回ごとに「専門家派遣支援経過報告書（様式9）」をご提出ください。派遣の全てが終了した際には併せて「専門家派遣支援完了報告書（様式10）」をご提出ください。
 - イ 1社に1回のみ派遣された場合・・・「専門家派遣支援完了報告書（様式10）」をご提出ください。
 - ア) 例：1社に3回派遣された場合

●

●

●

【1回目終了】
専門家派遣支
援経過報告書
(様式9)

【2回目終了】
専門家派遣支援
経過報告書
(様式9)

【3回目終了】
・専門家派遣支
援経過報告書
(様式9)
・専門家派遣支
援完了報告書
(様式10)

イ) 例：1社に1回派遣された場合

●

【派遣終了】
専門家派遣支
援完了報告書
(様式10)

6 その他

- (1) 本事業は中小企業等からの利用申込に基づき、派遣専門家を選定・依頼するため、登録が直ちに専門家派遣の業務に結び付くものではないことを、予めご承知おきください。また、登録されただけでは謝礼等の支払いはありません。
- (2) 派遣企業の支援については、財団へ随時報告及び相談し、連携しながら支援を行ってください。
- (3) 「ワンデイ・コンサルティング事業実施要綱」の内容をよくご確認ください。専門家が要綱に反した場合、または、財団の判断により適正な助言等とみなされない場合は、財団は助言等の途中であっても専門家派遣を終了といたします。
- (4) 派遣企業等とトラブル等が発生した場合、財団は一切の責任を負いませんのでご了承ください。自己責任において処理をお願いいたします。

7 問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 企業支援課

tel:011-817-8913 FAX:011-815-9321

mail:support@sec.or.jp